

◆図表 8-1-1 土地利用上の法規制分類

大区分	地域区分	用地区分	法律名	ランク
土地利用計画面	都市区域	住居系地域	都市計画法、・建築基準法	A
		商業系地域		A
		工業系地域		C
		市街化調整区域		C
	歴史的風土特別保存地区	歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別処置法	A
		史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	A
		伝統的建造物群保存地区		A
	農業地域	農地・採草放牧地	農地法	C
		農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	B(農用地) C(その他)
自然環境保全	森林	国有林	森林法	A
		民有林		B
		保安林		A
	自然公園地域	国立及び国定公園	自然公園法	A
		都道府県立公園		B
		都市公園	都市公園法	B
	自然環境保全地区	緑地保全地区	都市緑地保全法	C
		近郊緑地保全地区	○○圈近郊緑地保全法	C
		原生自然環境保全地区	自然環境保全法	A
		鳥獣特別保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	A
		保存林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	A
防災面		河川区域	河川法	B
		地すべり防止地区	地すべり等防止法	B
		砂防指定地区	砂防法	B
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	B
		土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	C B
		宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	B

・A ランク…国の許可を要するもの。立地自体ができないもの。

重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難なもの。

・Bランク…開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。

国の許可を要するが手続きが比較的穏やかなもの。

・C ランク…開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なものの。

最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの。

※法規制によるランクは、施設立地に適さない地域の設定において参考とするため、立地困難性の規制を A ランクとして表記している。また、本計画にあわせて都市区域の表現を一部変更している。

(資料:「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010 改訂版)」(社)全国都市清掃会議)

第2節 用地選定手法

近年、施設用地の確保手法として、有識者等による委員会方式が採用されている。また、施設用地の選定に際し、候補地を公募で抽出する場合も見受けられる。

ここでは、用地選定手法について、先進自治体の実施例を踏まえ、概要検討を行った。

1 先進自治体の動向

過去10年以内（平成21年度以降）に中間処理施設又は最終処分場の発注を行った先進自治体に対し、用地選定に係るアンケート調査を行った。依頼数、回答数は、図表8-2-1に示すとおりである。

◆図表8-2-1 用地選定に係るアンケート調査
依頼数・回答数
(自治体数)

項目	中間処理施設	最終処分場
依頼数	33	18
回答数	32	7

(1) 施設用地の確保方法

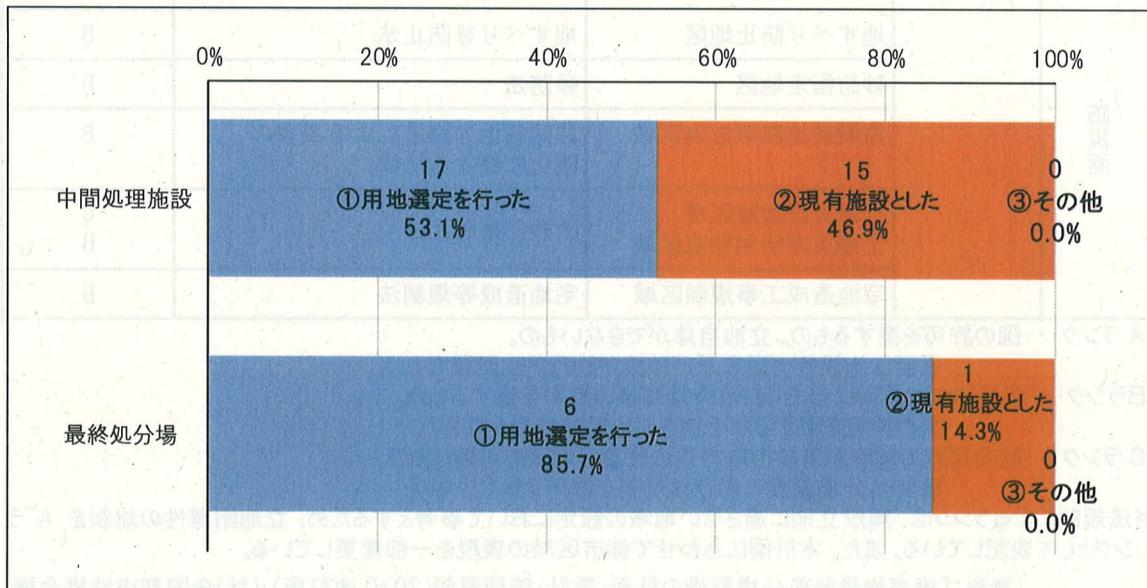
施設用地の確保方法についての結果は、図表8-2-2に示すとおりである。

施設用地の確保方法は、可燃ごみ処理施設等の中間処理施設において、「用地選定を実施」との回答が53.1%、「現有施設を用地とした」との回答が46.9%と概ね同数であった。

一方、最終処分場においては、「用地選定を実施」との回答が85.7%、「現有施設を用地とした」との回答が14.3%であり、施設による相違があった。

用地選定を行ったと回答した自治体のうち、選定方法は、図表8-2-3に示すとおり、「コンサルタントに委託」との回答は中間処理施設が4件、最終処分場が1件、「行政」との回答は同様に10件と4件であり、「公募」（候補地を公募にて抽出）との回答はそれぞれ1件ずつであった。

◆図表8-2-2 施設用地の確保方法に関する回答数・回答割合



◆図表 8-2-3 候補地の選定方法に関する回答数

項目	中間処理施設	最終処分場
コンサルタント委託	4	1
行政	10	4
公募	1	1

(2) 用地選定に係る検討体制

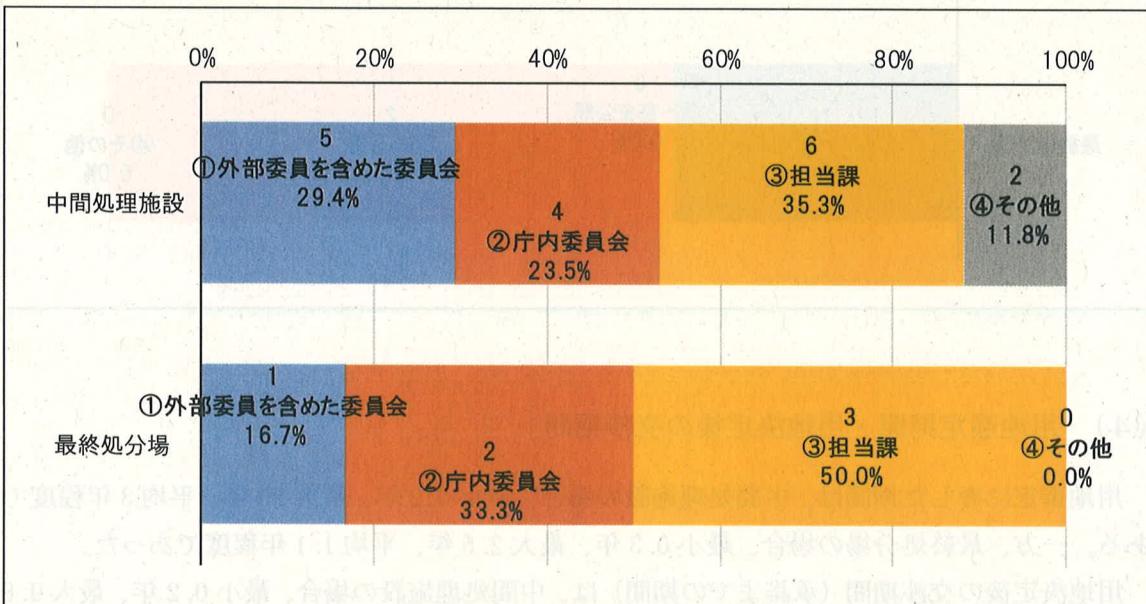
用地選定を行ったと回答した自治体に対し、その検討体制を聞いた結果は図表 8-2-4 のとおりである。

検討体制は、可燃ごみ処理施設等の中間処理施設において、「担当課」との回答が 35.3%、「外部委員を含めた委員会」との回答が 29.4%、「庁内委員会」との回答が 23.5%、「その他」によるとの回答が 11.8%（2件）であった。

一方、最終処分場においては、「担当課」との回答が 50.0%、「庁内委員会」との回答が 33.3%、「外部委員を含めた委員会」との回答が 16.7% であった。

なお、「外部委員を含めた委員会」との回答の具体的な内容は図表 8-2-5 に、「その他」との回答の具体的な内容は図表 8-2-6 に示すとおりである。

◆図表 8-2-4 検討体制に関する回答数・回答割合



◆図表 8-2-5 「外部委員を含めた委員会」と回答した具体的委員構成

中間処理施設	有識者のみ（1件） 有識者、市民代表、関係機関（産業、農林水産）（1件）
--------	---

◆図表 8-2-6 「その他」と回答した具体的方法

中間処理施設	組合議会における特別委員会の設置による（1件） 具体的説明なし（1件）
--------	--

(3) 用地選定の公開・非公開

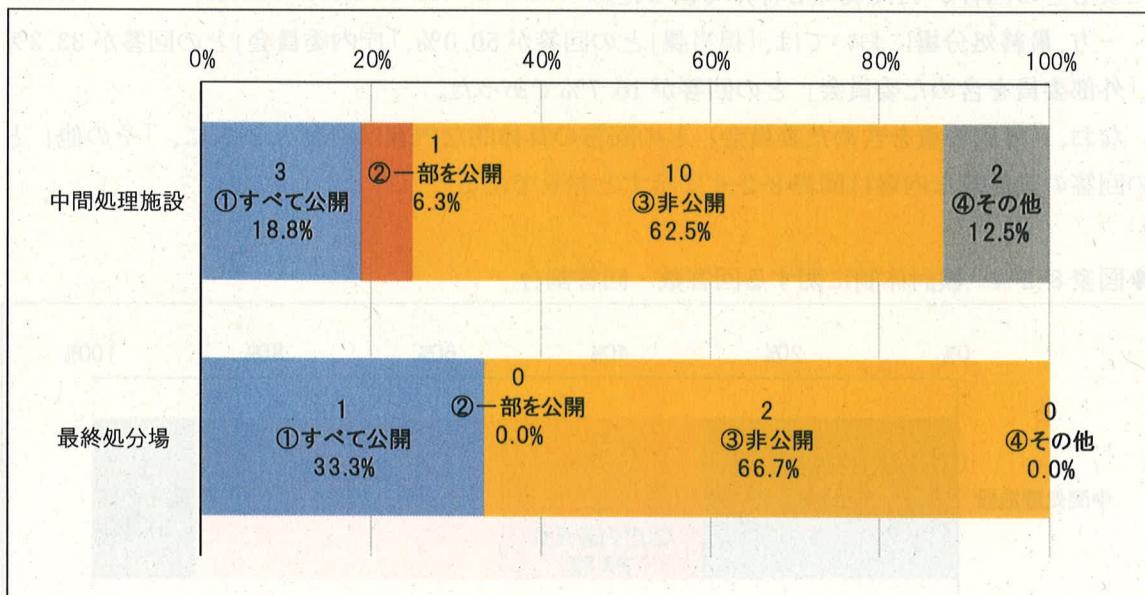
用地選定を行ったと回答した自治体に対し、用地選定作業の公開・非公開を聞いた結果は図表8-2-7のとおりである。

用地選定作業の公開・非公開は、可燃ごみ処理施設等の中間処理施設において、「非公開」との回答が62.5%、「すべて公開」との回答が18.8%、「一部を公開」との回答が6.3%、「その他」との回答が12.5%（2件）であった。

一方、最終処分場においても同様な傾向にあり、「非公開」との回答が66.7%、「すべて公開」との回答が33.3%であった。

また、「公募」により候補地を抽出したと回答した2件のうち、1件は「すべて公開」、1件は「非公開」としている。

◆図表8-2-7 用地選定作業の公開・非公開に関する回答数・回答割合



(4) 用地選定期間・用地決定後の交渉期間

用地選定に要した期間は、中間処理施設の場合、最小0.2年、最大20年、平均3年程度である。一方、最終処分場の場合、最小0.3年、最大2.5年、平均1.1年程度であった。

用地決定後の交渉期間（承諾までの期間）は、中間処理施設の場合、最小0.2年、最大9.8年、平均2.8年程度である。一方、最終処分場の場合、最小0.1年、最大10.8年、平均3.7年程度であった。

2 用地選定方針

- ・可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の建設用地は、公共あるいは公募により候補地を抽出し、外部の有識者を含む委員会において選定作業を行うことを基本とし、最終決定は鳥取県西部広域行政管理組合で行うものとする。

なお、候補地の抽出（リストアップ）については、法規制区域の指定状況等、制約条件を整理しながら適地エリアを抽出する手順となるが、より柔軟に候補地を抽出する必要がある場合は、公募による抽出についても検討することとする。

第9章 事業運営方式

第1節 事業運営方式の検討

1 廃棄物処理施設の運営方式

現在、広く採用されている廃棄物処理施設の整備・運営方式の形態は、大きく公設公営方式、公設民営方式、民設民営事業方式に分類される。その概要は、以下のとおりである。

(1) 公設公営方式（役務委託含む）

公共が財源確保から施設の設計・建設、運営等のすべてを行う方式（運転業務を民間に委託する場合を含む）

(2) 公設-長期包括的運営委託方式

公共が施設の設計・建設を行い、運営に関しては民間事業者に複数年にわたり委託する方式

(3) 公設民営方式

DBO (Design Build Operate=設計・建設・運営)

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設の設計・建設、運営等を民間事業者に包括的に委託する方式

(4) 民設民営方式（PFI事業方式¹⁹⁾

BTO (Build Transfer Operate=建設・移転・運営)

建設・資金調達を民間が担って、完成後は所有権を公共に移転し、その後は一定期間、運営を同一の民間に委ねる方式

BOT (Build Operate Transfer=建設・運営・移転)

民間が施設を建設・維持管理・運営し、契約期間終了後に公共へ所有権を移転する方式

BOO (Build Own Operate=建設・運営・所有)

民間が施設を建設・維持管理・運営。契約期間終了後も民間が施設を所有し続ける、あるいは、施設を解体・撤去して事業を終了させる方式

2 廃棄物処理施設の運営方式の形態と特徴

近年採用例が多くなっている公設民営方式の一つであるD B O方式は、P F I的手法がとられるため、施設の設計施工・維持管理の全般に民間事業者のノウハウや創意工夫を活用でき、全体的な効率化とコスト削減が図れることが大きな特徴となる。

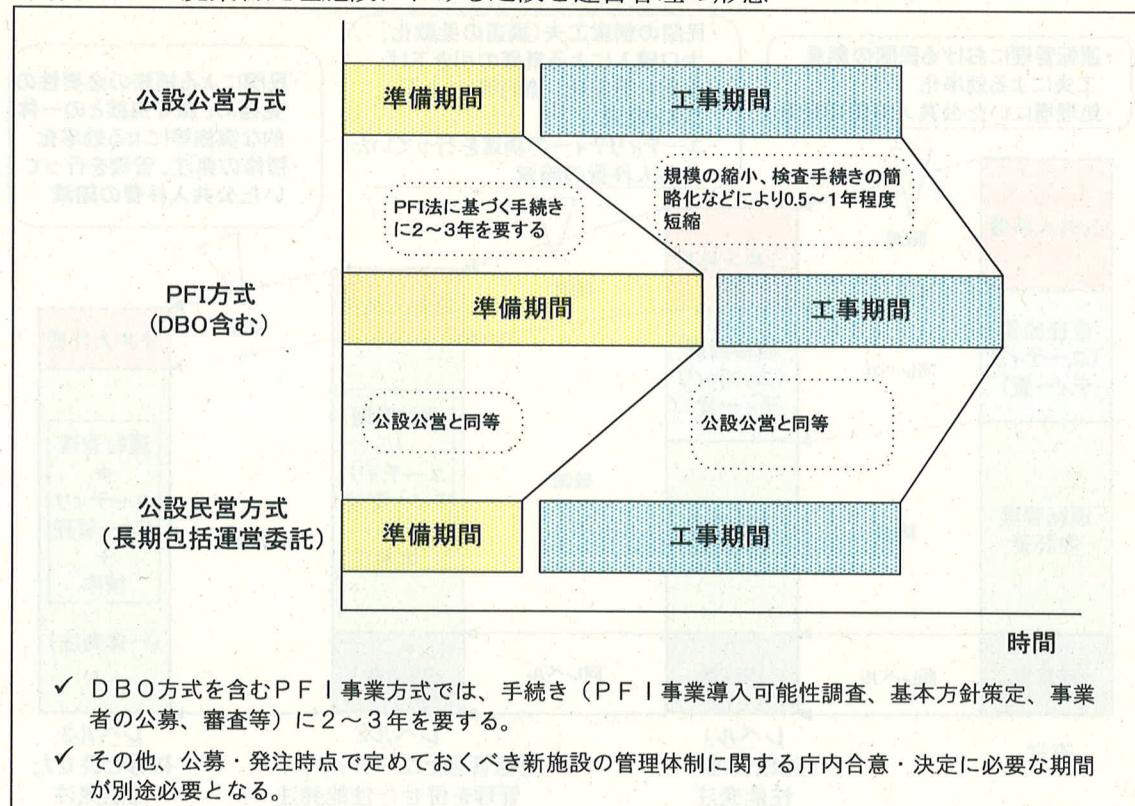
また、長期包括的運営委託は、D B O方式と同様に運営に係るコスト縮減が可能であるが、施設整備は公設方式であるため、整備手続きはP F I事業方式¹⁹に比べ短期で済む。

◆図表9-1-1 廃棄物処理施設における建設と運営管理の形態

区分		施設の所有		資金調達	設計施工	運営	施設撤去
		建設時	運営時				
P F I 事業方式	BOO方式	民間	民間	民間	民間	民間	民間
	BOT方式	民間	民間	民間	民間	民間	公共
	BTO方式	民間	公共	民間	民間	民間	公共
	DBO方式	公共	公共	公共	公共 民間	民間	公共
公設民営 方式	長期包括的 運営委託方式	公共	公共	公共	公共	民間	公共
公設公営 方式	公設運転委託方式 (単年度役務委託)	公共	公共	公共	公共	民間	公共
	公設公営方式	公共	公共	公共	公共	公共	公共

※ D B O方式は実質的に公設民営であるが、P F I手法として扱われているため、P F I事業方式に分類した。

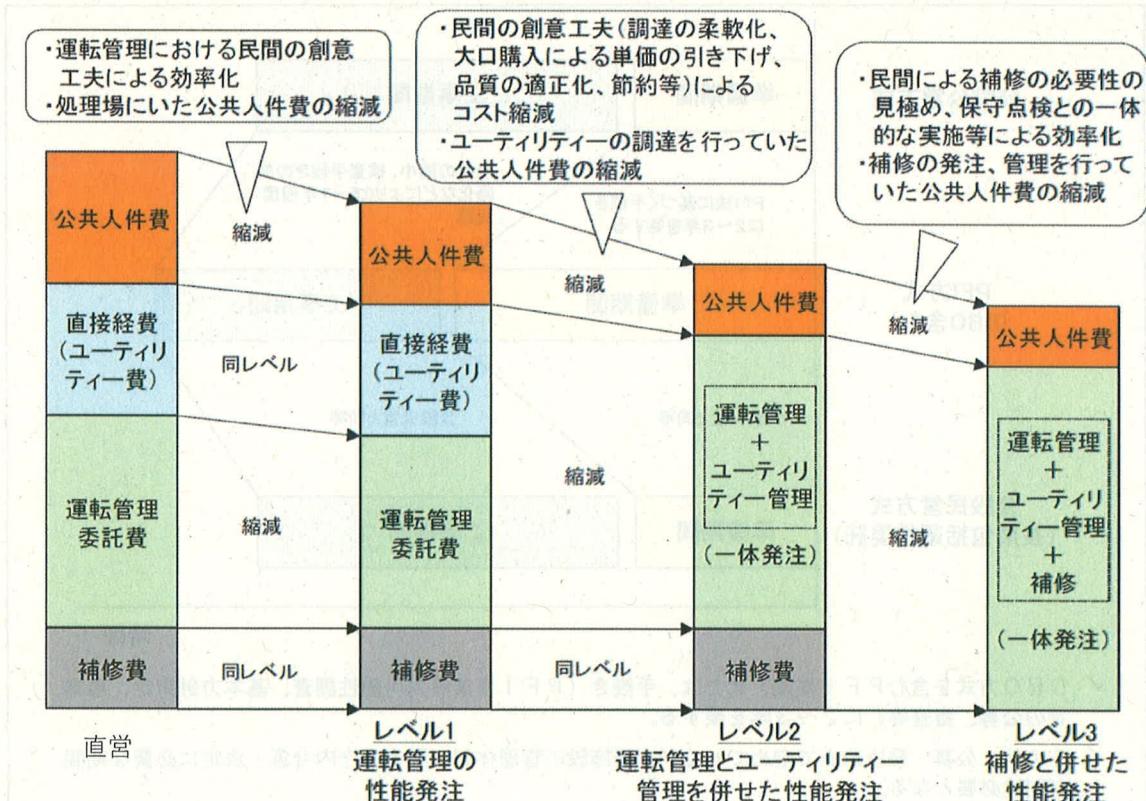
◆図表9-1-2 廃棄物処理施設における建設と運営管理の形態



◆図表 9-1-3 運営業務への民間委託導入によるコスト削減効果の概要（段階別）

運営管理形態		費用			民間委託導入効果
		運営管理業務 (人件費)	物品・用役調達業務	点検・補修業務	
A	直営	100%	100%	100%	・公共がすべて行うため、効果はない。
	直営	(公共)	(公共)	(公共)	
B	委託 従来方式（役務委託） ※運営管理のみを契約 職員数の人数で契約	削減	100%	100%	・運営管理における民間の創意工夫による効率化 ・運営管理の公共職員の人件費の削減
	レベル-1	●民間	(公共)	(公共)	
C	委託 従来方式（役務委託） ※Bに用役の管理を合わせたもの。	削減	削減	100%	・民間の創意工夫（物品・用役等の調達の柔軟化、大口購入による単価の引き下げ、品質の適正化、電力・用水等の節約等）による用役コスト削減 ・運営管理及びユーティリティの管理を行っていた公共職員の人件費も削減
	レベル-2	●民間	●民間	(公共)	
D	委託 長期包括的 運営業務委託 ※補修管理も含めた性能 発注 職員数は規定しない	更に削減	削減	削減	・民間の創意工夫（物品・用役等の調達の柔軟化、大口購入による単価の引き下げ、品質の適正化、電力・用水等の節約等）による用役コスト削減 ・民間による補修の必要性の見極め、保守点検との一体的な実施等による補修コスト削減 ・運営管理及びユーティリティの管理に加え、補修工事の発注、管理を行っていた公共職員の人件費も削減
	レベル-3	●民間	●民間	●民間	

※ 性能発注の考え方方に基づく民間委託のためのガイドライン：国土交通省都市地域整備局（H13.4.23）を参考に作成



◆ 図表 9-1-4 廃棄物処理施設における建設と運営管理の形態の概要

項目	公設公営方式			公設民営方式			PFI事業方式						
	公設公営方式	公設運転委託方式	(長期複数年契約による委託)	DBO方式	(Design-Build-Operate)	BTO方式	(Build-Transfer-Operate)	BOT方式	(Build-Operate-Transfer)	BOO方式	(Build-Own-operate)		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公共にて施設を建設・運営する。 ・運営は、直営職員による。 <p>要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営は、委託業者による。運営は、委託業者による。 ・運営委託契約は長期複数年で更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共にて施設を建設・運営する。 ・運営は、委託業者による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設を建設・運営を行う。 ・公共が資金調達を行い、設計・建設に關し、施設を所有する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設を建設・運営を行う。 ・公共が資金調達を行い、設計・建設に關し、施設を回収する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設を建設・運営するが、引き替えて施設使用権を得て施設の運営を行い、投資回収を図る方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設を建設・運営するが、一定期間にその利用料金で投資資金を回収した後、公共にその施設を譲渡する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設を建設・運営する。 ・民間事業者が施設を建設・運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設を建設・運営する。 ・民間事業者が施設を建設・運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設を建設・運営する。 ・民間事業者が施設を建設・運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設を建設・運営する。 			
事業計画	公共			公共または民間事業者からの提案									
契約方式	施設建設	施設運営	請負契約	（施設建設：請負契約）	（施設運営：委託契約）	事業権契約（施設建設と運営を一事業として特別目的会社と契約）							
選定業者の方式の変更	施設建設	施設運営	指名競争入札が主流であったが、近年は公開生を高めた制限付一般競争入札、総合評価一般競争入札、プロポーザル方式が主流である。	（長期複数年契約）	（単年度契約）	総合評価一般競争入札、プロポーザル方式が主流							
施設建設運営（施設運営時）	施設建設	施設運営	指名競争入札が主流である。	随意契約の場合や、総合評価一般競争入札、プロポーザル方式がある。	随意契約の場合や、総合評価一般競争入札、プロポーザル方式がある。	民間事業者							
賃貸金	公共（財政資金）	公共（財政資金）	公共（メーカーとの請負契約）	施設建設：公共（財政資金）	施設運営：民間事業者	民間事業者							
施設設計施工	公共			公共の基本工事提示に基づき、民間事業者が最適工期を設定									
施設整備期間	公共が設定			関係者において適正に分担			関係者において適正に分担						
リスク	ス	ク	・競争入札により透明性を図る。	施設は公共が負担	運営は民間事業者と分担	・PFI法に基づく手続きにより各手続きが全て公表されたため、透明性を確保することが可能である。							
事業透明性	・最も高くなる。	・運営委託によりコストダウンが図れる。	・競争入札により透明性を図る。（競意契約の場合、透明性の確保が課題）	運営は民間事業者と分担	・PFI法に基づく手続きにより各手続きが全て公表されたため、透明性を確保することが可能である。	・建設・運営に係る金属性的なコストダウンが図れる。一方で、各種保険、弁護士などの費用が上乗せされる他、DBO方式を除く事業方式では賃金調達に向けた金利（リスク費用）が上乗せされる。							
財政平準化	ココスト	見込めない	・全てのリスクを公共が負うため、PFI事業のような事業破綻リスクは存在しない。	・運営費のみの平準化となる。	・運営費のみの平準化となる。	・建設委託によりコストダウンが図られる。（長期複数年契約により長期的なコストダウンが経済される。）	・DBO方式では賃金調達に向けた金利（リスク費用）が上乗せされる。一方で、各種保険、弁護士などの費用が上乗せされる他、DBO方式を除く事業方式においては、公設方式との差はない。	・建設費は、事業期間を通じた分割払いが可能であり、財政が平準化でき資金調達の面で有利である。					
デメリット	・事業破綻	・公共で行う。	・公共のリスクを公設した場合、公共でスピードを変更する等の建て直しを行うこととなる。	・長期複数年契約となる運営事業においてリスクあり。	・PFI方式によるモニタリングは公共で行う。	・PFI方式によるモニタリングは公共で行う。	・PFI方式では賃金調達に向けた金利（リスク費用）が上乗せされる。一方で、各種保険、弁護士などの費用が上乗せされる他、DBO方式を除く事業方式においては、公設方式との差はない。	・SFCが複数した場合、公共によるモニタリングは公共で行うため、事業期間を通じて安定的かつ適正な運営が行われることとなる。	・PFI法に基づく手続きが必要である他、事業発注までの間に数年後に供用開始する施設における業務内容や公共と民間の折衝分担、市内部の人員再配置等の諸問題を予め解決してお必要があるため、公共事業方式の場合に比べ、供用開始までの工程管理が容易ではなく、場合によっては事業運営リスクが発生する。				
モニタリング事業	・從来の整備方式であるため、供用開始までの工程管理が容易である。	・從来の整備方式であるため、供用開始までの工程管理が容易である。	・從来の整備方式であるため、供用開始までの工程管理が容易である。	・PFI事業は、特定のファイナンスとは金融用語の一つである。通常、企業や個人が銀行から資金を借り入れる際は、信用力を基盤に利息を支払うが、担保となるのは特定事業の収益を含む資産金であり、担保となるのは出資者に対する追加的担保を取ることが多く、ローンは保証人への過剰露（リコーズ）付きで組まれている。一方で、プロジェクトファイナンスでは、その性格上、吸収計画等の事業計画に金融機関が深く関わっており、リスクを負担している。PFI事業においては、金融機関が常に事業のモニタリングを行い、万が一、事業破綻リスクが顕在する際にも、事業再建を目的としてSPCの株券を取得し経営権を行はれる権利を有している。									